

日本学生自転車競技連盟 賛助会員規程 (20210221改訂)

(目 的)

第1条 この規約は、日本学生自転車競技連盟（以下、本連盟と称す）憲章第26条に定める賛助会員について必要な事項を定め、本連盟の事業に関する理解者・協力者・財源を幅広く確保することにより、事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

(会 員)

第2条 賛助会員の資格を有する者は、本連盟の目的・事業主旨に賛同し、会費を納入した個人・法人であって、本連盟理事会の承認を得た者とする。

(申 込)

第3条 会員として入会しようとする者は、所定の入会申込フォームにより申し込むものとする。

第4条 入会申込者は反社会的勢力に属さず、関与が無いことを条件とする。

(会 費)

第5条 賛助会員は、会費を納入するものとする。会費は、年額5,000円を1口とし、個人会員にあっては1口以上、法人会員にあっては10口以上とする。

第6条 会費は原則として毎年6月末日までに納入するものとする。

(資格の喪失)

第7条 会員は、次の各号の一に該当するときに会員資格を失うものとする。

- (1) 退会したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 本連盟が解散したとき

(退 会)

第8条 会員は、退会しようとするとき、その旨を書面によって本連盟に届け出なければならない。

(除 名)

第9条 会員が、次の各号の一に該当するときは、理事長の承認を得て除名することができる。

- (1) 故意又は重大な過失により、本連盟の名誉を汚し、又は信用を失うような行為があったとき
- (2) 本連盟憲章・副則・規約又は理事会の決議に違反した行為があったとき
- (3) 本連盟の事業を妨げ、又は妨げようとしたとき
- (4) 反社会的勢力に該当する団体または組合に加入・関与していることが発覚した時
- (5) 会費の納付を怠ったとき
- (6) その他、理事会が賛助会員として不適切であると認めた場合

(特 典)

第10条 会員は次のような特典を受けることができる。

- (1) 本連盟主催大会会場における大会プログラムの受領
- (2) 本連盟主催大会プログラムへの会員名称の記載
- (3) 本連盟が主催する講習会・シンポジウム・セミナー等への優先参加
- (4) その他諸種の情報サービスの提供

(権利の喪失)

第11条 会員の資格を失った者は、会員としての一切の権利を失い、既に納付した会費、その他本連盟の資産に対して何ら請求することができない。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和3年2月21日から適用する。

2 本規程の改定は本連盟理事会の決議による